

## 地下水質の常時監視に関する処理基準と地方自治法上の解釈について

水質汚濁防止法において、都道府県知事は、地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないとされており、同法により本事務は第一号法定受託事務として規定されている。

### 水質汚濁防止法

#### (常時監視)

第十五条 都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

### 水質汚濁防止法

#### (測定計画)

第十六条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域内にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

2～4 (略)

### 水質汚濁防止法

#### (事務の区分)

第二十八条の二 第四条の五第一項及び第二項、第十五条並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九号第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

国による普通地方公共団体への関与のあり方については地方自治法において規定されているが、各大臣はその所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務について、処理基準を定めることができるとされている。

### 地方自治法

#### (処理基準)

第二百四十五条の九 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

法定受託事務である地下水質の常時監視に関する事務についても、この処理基準が定められている（平成13年5月31日付け環水企第92号）。

地方公共団体は、この処理基準に基づき事務を処理することとなる。

また、地方自治法においては、各大臣はその担任する事務に関し、普通地方公共団体に対して技術的な助言若しくは勧告をすることができる」と規定されている他、都道府県の法定受託事務の処理について、法令の規定に違反しているときと認めるとき等は、当該都道府県に対し、是正の指示をすることができる」とされている。

#### 地方自治法

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

#### 地方自治法

（是正の指示）

第二百四十五条の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。